

【EU】データガバナンス法の制定

海外立法情報課 田村 祐子

* 2022年5月30日、公共団体が保有するデータの再利用（二次利用）、データ仲介サービスの枠組み、公益のためのデータ提供等について定めるデータガバナンス法が制定された。

1 背景・経緯

欧州委員会は、2019年から2024年までの優先課題の一つに「デジタル時代にふさわしい欧州（A Europe for the Digital Age）」¹を掲げており、これに沿って2020年2月19日に「欧州データ戦略」²を公表した。同戦略は、データの単一市場である「欧州データ空間」構築を目標とし、その実現に向けて8つの課題と4つの課題解決策を提示するもので、課題解決策の一つとして欧州データ空間のガバナンス（統治）のために法的枠組みを作ることを挙げている。2020年11月25日、欧州データ戦略に基づく初の立法措置として、「欧州のデータガバナンスに関する規則案（COM(2020)767）」が提出された。規則案は、若干の修正を経て2021年11月30日に欧州議会とEU理事会との間で非公式の合意に至り、2022年5月30日、「欧州のデータガバナンスに関して規定し、規則（Regulation (EU) 2018/1724）を改正する欧州議会及び理事会規則（データガバナンス法）」³として制定され、同年6月23日に施行された。今後、各加盟国が罰則規定の整備（第34条）等を行い、2023年9月24日から適用が開始される（第38条）。

2 データガバナンス法の概要

全9章38か条から成り、第1章：一般規定（第1条、第2条）、第2章：公共団体（public sector body）⁴が保有する保護されたデータの再利用（第3条～第9条）、第3章：データ仲介サービスに適用される要件（第10条～第15条）、第4章：データ利他主義（data altruism）（第16条～第25条）、第5章：所管官庁及び手続規定（第26条～第28条）、第6章：欧州データ革新委員会（第29条、第30条）、第7章：国際アクセス及び移転（第31条）、第8章：委任及び委員会手続（第32条、第33条）、第9章：最終規定及び移行規定（第34条～第38条）で構成される。

（1）公共団体が保有する保護されたデータの再利用（第2章）

第2章は、データの安全な再利用に関して、「オープンデータ及び公共部門情報の再利用に関する指令」⁵（Directive (EU) 2019/1024、以下「オープンデータ指令」）を補完する規定である⁶。対象となるデータは、公共団体が保有するデータのうち、①民間企業の営業機密を含む業務

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年10月11日である。

¹ European Commission, “6 Commission priorities for 2019-24,” 2019.7.16. <https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024_en>

² European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions a European strategy for data,” COM(2020) 66, 2020.2.19. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52020DC0066&qid=1662344695699>>

³ Regulation (EU) 2022/868 of the European Parliament and of the Council of 30 May 2022 on European data governance and amending Regulation (EU) 2018/1724 (Data Governance Act), OJ L152, 2022.6.3, p.1. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2022/868/oj>>

⁴ 国、地方自治体及び特定の目的達成のために法律によって設立・管理される団体等をいう（データガバナンス法第2条）。

⁵ 詳細は、濱野恵「【EU】オープンデータ及び公共部門情報の再利用に関する指令」『外国の立法』No.282-2, 2020.2, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11448986_po_02820203.pdf?contentNo=1> を参照。

⁶ Council of the EU, “Council approves Data Governance Act,” 2022.5.16. <<https://www.consilium.europa.eu/en/press/pr>>

上の機密事項、②統計目的の機密事項、③知的財産権、④オープンデータ指令の対象外⁷で個人情報保護を根拠として保護されるデータである。一方、①公営企業（public undertaking）⁸、②公共放送事業者、③文化施設及び教育施設が保有するデータ、④公共団体が保有するデータのうち国家安全保障上の理由から保護されるもの等は対象とならない（第3条）。対象データの再利用に関する排他的契約又は慣行は禁止される（第4条）。加盟国は、個人情報の匿名化等再利用を許可する条件（第5条）及び許可手続にかかる手数料（第6条）等の情報に容易にアクセスできる単一窓口を設置するものとする（第8条）。

(2) データ仲介サービスに適用される要件（第3章）

第3章は、企業や個人がデータを共有するための安全な環境を提供する新しいビジネスモデルの枠組みを規定する。データ仲介サービスは、「データ主体（data subject）⁹及びデータ保有者¹⁰とデータ利用者との間でデータを共有するために、技術的、法的手段により商業的關係を構築することを目的とするサービス」と定義される（第2条）。加盟国は、データ仲介サービスの届出手続及び監視・監督業務を行う所管官庁を指定し、2023年9月24日までに当該所管官庁の情報を欧州委員会に通知しなければならない（第13条、第14条）。データ仲介サービスを提供しようとする事業者は、所管官庁に届け出なければならない、所管官庁が許可した場合、「EU公認データ仲介サービス提供事業者」というラベル及びロゴを使用することができる（第11条）。当該事業者は、①データ利用者への提供以外の目的でのデータ使用禁止、②価格¹¹やサービス条件がデータ主体、データ保有者、データ利用者にとって公正、透明かつ非差別的であることの確保、③EU法又は加盟国の国内法で違法とされるデータ移転又はアクセスを防止するための適切な措置を講ずること等の義務を負う（第12条）。

(3) データ利他主義（第4章）

データ利他主義とは、公共サービスの改善、気候変動との闘い等の公益を目的として、データ主体又はデータ保有者が自発的にデータを共有することをいう（第2条）。非営利組織であること等の要件（第18条）を満たす事業者は、データ利他主義組織に関する加盟国の公的登録簿への登録申請を行うことができる（第19条）。当該登録簿に登録された事業者は、「EU公認データ利他主義組織」（以下「公認組織」）というラベル及びロゴを使用することができる（第17条）。公認組織は、当該組織の保有データを処理する可能性がある者、処理の目的、データの使用日等について、完全かつ正確な記録を保持しなければならない、組織の活動に関して年次報告書を作成する義務を負う（第20条）。公認組織は、データ主体又はデータ保有者に対し、データ処理の前にその目的を知らせるものとし、データ主体又はデータ保有者が処理を許可した公益以外の目的でデータを使用してはならない（第21条）。

[ess-releases/2022/05/16/le-conseil-approuve-l-acte-sur-la-gouvernance-des-donnees/](https://ec.europa.eu/press-releases/2022/05/16/le-conseil-approuve-l-acte-sur-la-gouvernance-des-donnees/)

⁷ 同指令の対象は、①公共団体が保有する情報（個人情報や知的財産権で保護される情報等は除く。）、②電気・ガス・水道・交通・郵便等の公営企業等が保有する情報、③研究データである（オープンデータ指令第1条）。

⁸ 公共団体が、資金や運営面等で直接的又は間接的に影響力を及ぼす企業をいう（データガバナンス法第2条）。

⁹ 氏名、識別番号、位置情報、オンライン識別子等の識別子又は身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有の一つ以上の要素を参照して、直接的又は間接的に特定できる自然人をいう（データガバナンス法第2条及び一般データ保護規則（Regulation (EU) 2016/679）第4条）。

¹⁰ 公共団体及び国際機関を含む法人又は特定のデータに関してデータ主体ではない自然人で、特定の個人データ又は非個人データへのアクセスを許可する権利又は共有する権利を有する者をいう（データガバナンス法第2条）。

¹¹ EU理事会の法案採択時の報道資料では、データ仲介サービス提供事業者は、データを販売して利益を得ることはできないものの、行った仲介サービスに対して課金することができることとされる。Council of the EU, *op.cit.*(6)